

## 春日部市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

春日部市証人等の実費弁償に関する条例（平成17年条例第49号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| (実費弁償)<br>第1条<br>(2) 法第109条第6項、第109条の2第5項及び第110条第5項の規定により出頭した参考人<br>(4) 法第109条第5項、第109条の2第5項及び第110条第5項の規定による公聴会に参加した者 | (実費弁償)<br>第1条<br>(2) 法第109条第5項、第109条の2第4項及び第110条第4項の規定により出頭した参考人<br>(4) 法第109条第4項、第109条の2第4項及び第110条第4項の規定による公聴会に参加した者 |

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。